

中央教育審議会生涯学習分科会
「学習成果の評価の在り方に関する作業部会」第2回

検討資料

平成18年10月31日(火)

登録生涯学習制度(仮称): たたき台

生涯学習の提供者

(民間団体、学校法人、公益法人等)

生涯学習

(試験、講座等)

登録の申請

登録

生涯学習の提供

修了試験等で質を保証

自己点検
自己評価

実施状況等について報告義務

情報提供

受講者

文部科学省

<客観的外形基準による登録>

例えば、受験者数、合格者比率、継続年数など

【登録申請書の提出】

一定期間(例えば3年)毎の更新

主務大臣による登録

登録生涯学習について
広く情報公開・記録を保存

個々の登録生涯学習によりどのような効果が得られるかを、当該生涯学習毎に示すことにより、社会全体による評価の自律的形成を促す

(国による評価から社会全体による自律的評価へ)

検討すべき論点

- A: 評価制度の必要性
- B: 誰が(例: 国)、C: 何を対象に(例: 主として試験)、D: どのような基準で【詳論別】、E: どのような手続(例: 申請に基づく登録)に基づいて、評価するのか
- F: 評価されたものの扱い【詳論別】
- G: 評価の効果【どのような効果を付与することが必要か】

D:どのような基準で(詳論) その1

【】は特に御検討いただきたいと考えるところである。

- ① 試験実施主体(以下、「生涯学習提供者」という。)は設立から一定期間(例:3年)以上を経過した法人【法人類型のうち、どの範囲のものを認めるか。公益法人だけに限定すべきか。株式会社はどうするか。】であること
- ② 法人における試験実施体制が確実なものであること【内容の詳細については要検討、例えば専任の担当者の存在や、事務所の一定時間(例:週40時間)以上の外部からの訪問可能性を要求すべきか。また、財務状況について基準を設けるべきか。】
- ③ 過去一定期間(例:3年間)において、毎年一定回数(例:1回)以上、各回一定人数(例:100人)以上の受験者がある試験を、複数の都道府県で行ったこと【既に当該試験に合格した者が受験した場合においては、当該者については受験者数及び合格者数に含めないものとするべきか要検討。また、地方の生涯学習審議会において、過去の実績等を評価する決議がなされた場合には、複数の都道府県で行ったという要件は緩和するべきか。】

D:どのような基準で(詳論) その2

- ④ 各回の試験の合格率が一定比率(例:5割)以下であること【受験要件として講座受講を要求するものについては、合格率要件を緩和することにより、講座開催が促進されるという効果が期待しうるのではないか。】
- ⑤ 各回の試験間に内容的継続性があること
- ⑥ 今後一定期間(例:3年間)以上に亘り、従前と同様に試験を行う予定があること
- ⑦ 受験資格並びに過去一定期間(例:3年間)の試験問題及びその正解例又は合格基準を公開していること【公開の方法としては、①事務所への備え付け②書籍の出版③ウェブサイトへの掲載、などが考えられるが、いずれが適切か。広範囲に無償で公開する③は生涯学習提供者に受け入れられる要件であるか。】
- ⑧ 過去一定期間(例:3年間)において、当該試験に関し、社会的問題(例:試験不実施、試験合格者の当該試験による資格に関しての問題行動)が生じていないこと
- ⑨ 一般に公正妥当と認められる方法で行われる試験であること
- ⑩ 当該試験の内容が公序良俗に反しないこと

F: 評価されたものの扱い(詳論) その1

…社会全体による評価のため、いかなる情報を提供すべきか

- ① 試験名
- ② 本年度予定(例:日程・場所、申込期間)
- ③ 試験概要(例:試験の範囲(科目)、出題形式、試験時間、受験者数・合格者数・合格率、受験料、願書入手方法、申込方法、合格発表方法)
- ④ 受験要件(受験資格として要求されるもの)
- ⑤ 試験効果
【試験効果及びその公表方法について要精査。
→法令に明記されているものに限定するか、学校や団体の内部規則に規定されているものまで対象とするか、どこまで文部科学省にて公示の対象とするか要検討。
また、当該登録生涯学習の提供者のウェブサイトリンクすることで公示すれば足りる範囲もある。文部科学省のウェブサイトには単なる宣伝文句や当該提供者の主観的評価を記載することにならないようにすべき。合格者は〇〇〇協会に登録され、通訳として派遣される(平成18年実績〇〇人)というようなものは限界事例として要検討。】

F: 評価されたものの扱い(詳論) その2

…社会全体による評価のため、いかなる情報を提供すべきか

- ⑥ 実施主体名
- ⑦ 実施主体の法的性格(学校法人その他の公益法人か、営利法人か)
- ⑧ 実施主体の連絡先(外部から連絡・訪問可能であるものに限る)・ウェブサイトURL
- ⑨ 備考(例: 当該登録生涯学習が受けている後援名義について。登録生涯学習ではないものの、類似又は当該試験により、純然たる民間資格を与えるということがあれば記載。【また、当該法人が提供する登録されていない試験や講座についても記載可能とすべきか要検討。】)
- ⑩ 当初登録年月日(継続して登録できているものを表示)
- ⑪ 過去の試験日程・場所
- ⑫ 過去の受験者数・合格者数
- ⑬ 過去の試験問題とその正解等

登録生涯学習制度

～国の関与を排した生涯学習振興のための総合的な新制度の創設～

登録生涯学習制度

- 社会全体による評価
(客観的要件に適合すれば登録、国は安定性のみ担保)
- 登録生涯学習について積極的に情報公開
→社会での評価及びその活用が促進される制度
→これにより社会全体による評価が自律的に形成される
- 講座が民間によって開講されることを促進する制度構築
→民間による生涯学習の振興に資する制度
- 一分野一資格の限定無
→広範な新規参入を許容する制度
- 登録は数年毎に見直される

(参考)

技能審査制度

(昭和42年10月～平成18年3月)

- 国による評価
(国が一定の要件に適合すると認めるものを認定)
- 情報公開については特に規定なし
- 講座は制度外(試験のみを対象とする制度)
- 一分野一資格に限定して運用
- 技能審査認定の見直しは特に規定なし

登録生涯学習制度による、生涯学習全般の 振興

～試験だけを対象とする制度ではない～

- 試験だけのもの
 - ・・・厳格な要件で登録
- **試験＋講座**（一定の授業時間を充たすものであって、当該試験の受験前において、受験者が授業時間の一定割合以上の出席をしたものに限る）
 - ・・・より緩やかな要件で登録
 - ←これにより、試験実施者が、講座を開講することが期待されうる。

（なお、個々の受講者の生涯学習の成果の客観性が担保されないので、講座だけのものは登録生涯学習制度の対象としない。）